



新潟県報

発行 新潟県

第5号

平成27年1月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主要目次

告示

- 48 自衛隊員の募集（市町村課）
- 49 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 50 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 51 土地改良区連合役員の退任届（農地計画課）
- 52 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 53 平成26年度地籍調査事業計画の変更（農村環境課）
- 54 公共測量の終了通知（監理課）
- 55 道路の区域変更（道路管理課）
- 56 道路の供用開始（道路管理課）
- 57 道路の区域変更（道路管理課）
- 58 道路の供用開始（道路管理課）
- 59 道路の区域変更（道路管理課）
- 60 道路の供用開始（道路管理課）
- 61 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）
- 62 建築基準法による公開の意見聴取（建築住宅課）

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請（県民生活課）
- 特定調達契約の落札者等（出納局会計検査課）

病院局公告

- 一般競争入札の実施（病院局総務課）

告示

◎新潟県告示第48号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、陸上自衛隊の自衛官候補生として採用する自衛隊員（平成27年3・4月入隊）の募集を次のとおり行う。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 募集対象及び募集期間

募 集 対 象			募 集 期 間
募集種目	要員区分	採用予定数	
自衛官 候補生 男子	陸上自衛隊	若干名	平成27年1月19日（月）から 平成27年2月3日（火）まで

2 試験期日及び試験会場

試 験 期 日	試 験 会 場

男 子	平成27年 2月 8日 (日)	新発田市ボランティアセンター 及び 陸上自衛隊新発田駐屯地
-----	-----------------	-------------------------------------

- 3 合格発表
平成27年 3月 6日 (金)
- 4 応募手続
市町村又は自衛隊新潟地方協力本部出張所、地域事務所等で志願票の交付を受け、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ提出すること。
- 5 その他
応募手続きに関する詳細は、市町村又は自衛隊新潟地方協力本部へ問い合わせること。

◎新潟県告示第49号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定による指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成27年 1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

障害福祉サービスの種類	事業所の名称	所在地	事業者	指定年月日
就労継続支援 A型	マザーアース新発田	新発田市西園町1丁目8番6号	合同会社マザーアース	平成27年1月1日
就労移行支援	マザーアース新発田	新発田市西園町1丁目8番6号	合同会社マザーアース	平成27年1月1日

◎新潟県告示第50号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、長岡市の福島江土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 1月20日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 退 任
監事 長岡市下々条3丁目1310番地 磨田 正勝
退任年月日 平成26年12月31日

◎新潟県告示第51号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、長岡市の福島江刈谷田川大堰土地改良区連合から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成27年 1月20日

新潟県長岡地域振興局長

- 1 退 任
監事 長岡市下々条3丁目1310番地 磨田 正勝
退任年月日 平成26年12月31日

◎新潟県告示第52号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、魚沼市の魚沼市土地改良区の定款の変更を平成27年 1月 8日認可した。

平成27年 1月20日

新潟県魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第53号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第6条の3第2項の規定により、平成26年度地籍調査事業計画（平成26年10月21日新潟県告示1142号）を次のとおり変更する。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

調査を行う者の名称	調査区域	調査期間
新潟市	新潟市の第05-16計画区・第06-16計画区・第06-17計画区・第06-18計画区・第02-19-3計画区・第02-22-1計画区・第03-20-2計画区・第03-26-1計画区・第14-13-1計画区及び第09-14-1計画区	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで
新発田市	新発田市の第2計画区及び第3計画区	〃
小千谷市	小千谷市の第24計画区・第26計画区及び第28計画区	〃
十日町市	十日町市の市街第4計画区・市街第5計画区・市街第6計画区・市街第7計画区・市街第8計画区及び市街第9計画区	〃
見附市	見附市の第3計画区・第4計画区及び第5計画区	〃
村上市	村上市の朝第29計画区・朝第30計画区・朝第31計画区・朝第32計画区・朝第33計画区・神第30計画区・神第31計画区・神第32計画区及び神第33計画区	〃
燕市	燕市の第37計画区・第38計画区及び第40計画区	〃
糸魚川市	糸魚川市の第19計画区及び第21計画区	〃
阿賀野市	阿賀野市の第35計画区・第36-1計画区及び第36-2計画区	〃
佐渡市	佐渡市の第49計画区及び第50計画区	〃
魚沼市	魚沼市の第14-1計画区・第14-2計画区・第57-1計画区・第S10計画区・第S11計画区・第S12計画区・第S13計画区及び第S15計画区	〃
湯之谷地域 森林組合	魚沼市の湯森林第1-1計画区	〃
南魚沼市	南魚沼市の第6計画区・第7計画区・第8計画区及び南魚沼市計画区	〃

胎内市	胎内市の第43計画区及び第44計画区	〃
弥彦村	弥彦村の第35計画区及び第36計画区	〃
田上町	田上町の第1計画区及び第2計画区	〃
阿賀町	阿賀町の第1計画区・第2計画区・第3計画区及び第4計画区	〃
湯沢町	湯沢町の第102-1計画区・第102-2計画区及び第102-3計画区	〃
刈羽村	刈羽村の第09計画区・第10計画区・第11-1計画区及び第12計画区	〃
関川村	関川村の第14-2計画区・第14-3計画区・第14-4計画区・第14-5計画区・第14-6計画区・第15-1計画区及び第15-2計画区	〃

◎新潟県告示第54号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年 1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年 9月10日から平成26年11月30日まで
- 3 作業地域 南魚沼市八竜新田 地先

◎新潟県告示第55号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 350号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市中興字東沢乙 2791 番 2 から	新	9.9~22.0メートル	1,016.0メートル

同市中興字柳田1226番1まで	旧	8.3～21.8メートル	1,009.6メートル
-----------------	---	--------------	-------------

◎新潟県告示第56号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 一般国道 350号
- 2 供用開始の区間
佐渡市中興字東沢乙2791番2から同市中興字柳田1226番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年1月20日

◎新潟県告示第57号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
 なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 多田皆川金井線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市中興字小路400番1から	新	7.1～18.8メートル	79.6メートル
同市中興字小路乙1439番2まで	旧	7.5～11.2メートル	80.0メートル

備考1 路線の終点を変更する区域変更

2 路線の重用

全区間県道金井新徳線と重用

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 金井新徳線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
佐渡市中興字小路乙1439番2から	新	7.1～18.8メートル	79.6メートル
同市中興字小路400番1まで	旧	7.5～11.2メートル	80.0メートル

備考1 路線の起点を変更する区域変更

2 路線の重用

全区間県道多田皆川金井線と重用

◎新潟県告示第58号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 多田皆川金井線
- 2 供用開始の区間
佐渡市中興字小路400番1から同市中興字小路乙1439番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 1月20日

◎新潟県告示第59号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 静平西三川線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
佐渡市下黒山字清水 315 番 1 から	新	3.5～14.2メートル	209.8メートル
同市下黒山字道ノ下298番まで	旧	3.0～5.0メートル	212.9メートル

◎新潟県告示第60号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 静平西三川線
- 2 供用開始の区間
佐渡市下黒山字清水 315 番 1 から同市下黒山字道ノ下 298 番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 1月20日

◎新潟県告示第61号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県佐渡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 1月20日

新潟県佐渡地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 辰巳宮浦線
- 2 道路の位置
佐渡市金丸字前 287-3 地先から同市四日町字沖 263-2 地先まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県佐渡地域振興局長
所在 佐渡市相川二丁目浜町 20-1

4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容

- (1) 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長1メートルの範囲内を除く。）又は修繕
- (2) 原則として道路専用施設以外の部分に係る災害復旧

5 管理の期間

平成20年12月9日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第62号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第14項の規定により、同条第5項ただし書きの規定による許可をすることについて、次のとおり公開による意見の聴取を行う。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 日時

平成27年2月9日（月）午後1時30分から

2 場所

佐渡市千種240番地

金井コミュニティセンター 大会議室

3 意見の聴取の事由

下記4による建築は、当該地域においては原則として禁止しているが、良好な住居の環境を害するおそれがないか、又は公益上やむを得ないかどうかについて利害関係者の意見を聴くため。

4 建築計画の概要

- (1) 申請者の住所及び名称

佐渡市千種133-1

伊藤克彦

- (2) 申請地

佐渡市千種155-1

- (3) 主要用途

クリーニング店舗及び工場併用住宅

- (4) 構造・規模

木造 地上2階建て

建築面積 124.21平方メートル

延べ面積 243.45平方メートル

公 告

特定非営利活動法人の設立の認証申請について（公告）

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証申請があった。

なお、特定非営利活動促進法第10条第2項に規定する申請書の添付書類は、新潟県県民生活・環境部県民生活課及び三条地域振興局において縦覧に供する。

平成27年1月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 申請のあった年月日

平成26年12月25日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人田上よつばの会

3 代表者の氏名

轡田 忠夫

4 主たる事務所の所在地

南蒲原郡田上町大字原ヶ崎新田 3070 番地

5 定款に記載された目的

この法人は、社会から孤立している障がいある方々に対して、共同作業所“やすらぎ工房”の設置運営事業、障がい者雇用事業、障がい福祉交流事業及びその他福祉関連事業を行い、障がい者の社会参加と経済的自立を支援することで親亡き後の将来を案じる家族も安心させられる環境整備を促し、もって障がい者を含むすべての人々が平等に存在しうるまち、そして互いに思いやりある生活がしやすいまちの実現に寄与することを目的とする。

6 定款に記載された特定非営利活動の種類

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動

特定調達契約の落札者等について（公告）

特定調達契約について落札者を決定したので、県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年新潟県規則第87号）第15条の規定により、次のとおり公告する。

平成27年 1月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 調達件名及び数量

可搬型放射線モニタリングポスト 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

新潟県出納局会計検査課
新潟県新潟市中央区新光町4番地1

3 調達方法

購入等

4 契約方式

一般競争入札

5 落札決定日

平成26年12月25日

6 落札者の氏名及び住所

株式会社ジェスクホリウチ新潟支店
新潟県新潟市中央区東出来島2番14号

7 落札価格

25,596,000円

8 入札公告日

平成26年11月7日

9 落札方式

最低価格

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、腎盂膀胱ビデオスコープについて、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年 1月20日

新潟県立がんセンター新潟病院長 佐藤 信昭

1 入札に付する事項

- (1) 購入等件名及び数量
腎盂膀胱ビデオスコープ 一式
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。

(3) 納入期限

平成27年3月31日(火)

(4) 納入場所

新潟県立がんセンター新潟病院

(5) 入札方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 指名停止期間中の者でないこと。

(3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「機械類」に記載されている者であること。

(4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。

(5) 新潟県暴力団排除条例第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

(1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 951-8566

新潟県新潟市中央区川岸町2丁目15番地3

新潟県立がんセンター新潟病院経営課

電話番号 025-266-5111 内線2313

(2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札、開札の日時及び場所

平成27年1月30日(金)午前10時

新潟県立がんセンター新潟病院 がん予防総合センター3階研修室A

5 その他

(1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

免除する。

(3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

(4) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

(8) その他

① 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がないときは、契約を締結しない場合がある。)

② 詳細は入札説明書による。